

## はじめまして!



こまつ あらた  
小松 新くん

令和3年2月26日生（浦臼第7町内）



保護者  
小松 昭祥さん  
留美子さん

一言 うまれてきてくれてありがとう。  
すくすくと大きく育ててね。

## 下水道事業の公営企業会計移行について

本町の下水道事業は令和3年4月1日より、健全で持続的なサービス向上を目的として地方公営企業法の財務適用で「官庁会計（特別会計）」から「公営企業会計（複式簿記）」へ移行しました。

主に会計方法の変更であり、使用者の皆さんに直接の影響はありません。また、手続き等もありません。

### ○地方公営企業法の適用とは

適用される規定の範囲によって、法規定の全部を適用する「全部適用」と財務・会計に関する規定のみを適用する「一部適用（財務適用）」があり、本町下水道事業は「一部適用（財務適用）」による移行としました。

### ○地方公営企業会計移行による効果

財務諸表を作成することにより、損益状況や経営状況を的確に把握することができ、経営の健全性や透明性が確保されます。また類似団体との経営比較が可能となり、分析することで経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことができます。さらに適切な施設の建設・更新計画の策定をすることができます。

問合せ・詳細は 役場建設課技術係 電話68-2113

## 無料法律相談のお知らせ ～気軽に相談、弁護士がアドバイス！～

毎月第4木曜日に「無料法律相談」を開催しています。

相続、離婚、金銭貸借、損害賠償などの法律問題解決に向け、弁護士がアドバイスいたします。相談内容などは秘密として取扱い、一切口外しませんのでご安心ください。（※事前に電話で予約をお願いいたします。）

開催日 4月22日、5月27日、6月24日、8月26日、10月28日、11月25日  
12月23日、1月27日、2月24日、3月24日

開催時間 13時～15時

開催場所 行政センター2階 第2会議室

事前予約・問い合わせ先 暮らし応援課住民係（電話68-2112）

※この相談事業は浦臼町、日本司法支援センター（法テラス）、札幌弁護士会の共催によるものです。

## 令和3年度町民まちづくり活動応援事業の募集について

令和3年度の町民まちづくり活動応援事業を募集します。

この事業は、町民のみなさんが自ら主体となって行う「まちづくり活動」に補助金を交付するものです。日頃の思いやアイデアを活かしたまちづくりを仲間と一緒にチャレンジしてみませんか。ご応募お待ちしております。

### 1. 補助金の額

1 事業につき限度額30万円

### 2. 補助率

総事業費のうち補助対象経費の10分の8

### 3. 提出書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約等の写し
- (4) 会員名簿

### 4. 提出先及び事前相談窓口

役場総務課企画統計係

### 5. 提出期限

令和3年5月21日（金）

### 6. 補助の対象となる団体

3名以上で構成され、団体の運営に関する規則等を有していることが必要です。  
※営利団体でも、営利を目的とした事業でなければ対象となります。

### 7. 補助の対象となる事業

- (1) 浦臼町内において地域の活性化を図り、または地域の特色を活かせる事業
  - (2) 安全、安心な地域づくりを推進する事業
  - (3) 地域の福祉の向上に寄与する事業
  - (4) 公共性のある事業
- ※営利を目的とした事業や、他の補助金等を受けている事業は対象になりません。

### 8. 補助対象となる経費

講師や専門家への謝金・旅費（講師、専門家等への交通費など）・消耗品費  
燃料費・印刷製本費・通信費・保険料・使用料及び賃借料・原材料費  
コミュニティ経費（作業等に共する飲み物代）など

### 9. 審査方法

福祉の町づくり委員会で内容を審査します。

事業詳細について必要があれば申請団体に出席していただき、事業の特徴や効果、独自の発想、書類では伝えきれない思いを伝えていただきます。

- ・補助金の交付は1事業につき通算3回までです。
- ・継続事業でも計画書の提出が必要です。毎年審査を行いますので採択されるとは限りません。
- ・新しい取り組みだけでなく、これまで行っている取り組みを広げたりステップアップさせる取り組みも対象となります。